

## 『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

### 戦略的基盤技術高度化支援事業

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

#### 対象となる方

特定ものづくり基盤技術（4頁参照）の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、①中小ものづくり高度化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた方、又は②地域未来投資促進法（15頁参照）に基づき都道府県知事等の計画承認を受けた方のどちらかを含む共同体

※本事業の公募申請は、中小ものづくり高度化法の認定申請と同時に行うことができます。

#### 支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

交付元：経済産業局

■補助金額 初年度4,500万円以下／テーマ

うち、大学・公設試等の初年度合計額1,500万円以下

2年目は初年度交付額の2/3、3年目は1/2を上限として補助

■補助率 中小企業・小規模事業者等：2/3以内

大学・公設試等：定額補助

■事業期間 2～3年

経済産業局



中小企業・小規模事業者、大学・公設試等、川下ユーザー企業等から構成される共同研究体

補助金

#### ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画の認定申請書を提出、又は各都道府県に地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書を提出。
- (2) 経済産業局に対し、公募期間中に申請書を提出。
- (3) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定。
- (4) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付。

#### お問い合わせ先

・中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

・各経済産業局産業技術課※（巻末お問い合わせ先一覧参照）

※関東経済産業局は製造産業課、中国経済産業局は産業技術連携課、沖縄総合事務局は地域経済課